

## 事業計画書目次

[消防局]

16款1項5目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	消防訓練センター整備・維持管理費	489,752	452,072	243,734	209,671	246,018	242,401	
2	消防科学・研究開発費	-	-	5,847	5,307	△ 5,847	△ 5,307	
4	教育費	32,247	32,247	33,742	33,742	△ 1,495	△ 1,495	
	<b>計</b>	<b>521,999</b>	<b>484,319</b>	<b>283,323</b>	<b>248,720</b>	<b>238,676</b>	<b>235,599</b>	

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	消防局	校務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	16	款	1	項	5	目	
政策番号	33	施策番号						1
事業名称	消防訓練センター整備・維持管理費							

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	489,752	0	0	37,680	393,000	59,072
令和6年度	243,734	0	0	34,063	156,000	53,671
増▲減	246,018	0	0	3,617	237,000	5,401

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	104,832	135,980	1,260,981	3,776,225	155,905
	市債+一般財源	71,721	104,887	1,223,300	3,738,544	118,224
決算	事業費	114,716	139,783			
	市債+一般財源	88,676	119,109			

事業概要 (アクティビティ)	消防訓練センターで実施される教育・訓練等が支障なく実施できるよう施設及び設備の維持管理を行います。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
管理施設数	単位	目標	32	32	32	32	32	41	41
	施設	実績	32	32	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
消防学校教育、委託教育、その他の教育	単位	目標	1,191	1,322	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652
	人	実績	1,502	1,367	/	/	/	/	/
事業目的	消防職員、消防団員及び防災関係者（自衛消防隊員等）に対して教育訓練を行う各種訓練施設を適正に維持管理し、教育訓練効果の充実を図ります。								
背景・課題	<p>消防訓練センターは開校から約48年が経過し各訓練施設とも老朽化が著しく、訓練に対する安全面での支障が発生しています。また、約半世紀の間に、災害が複雑多様化し、横浜の都市機能も大きく変化しているため、現施設では様々な災害に対応するための訓練を行う上で、機能が不足しており喫緊の課題となっています。市民の命を確実に守るためにも、消防職団員に必要な災害対応訓練が行える施設を早期に整備する必要があります。</p> <p>また、校舎棟や宿舍棟などについても、老朽化が著しく事務に支障が出ており、長期に渡り安定して使用していくには、これまで以上に修繕を進めていく必要があります。</p> <p>本事業を着実に推進することにより、消防防災力が一層強化され、市民の安心安全な暮らしの実現につながります。更には、消防職団員のモチベーションの向上や、新採用職員・団員の確保にも大きく寄与します。</p>								
根拠法令・方針決裁等	消防組織法第51条、消防学校の施設人員及び運営の基準、横浜市消防訓練センター規則								
根拠・データ等	<p>消防学校の施設、人員及び運営の基準（消防庁告示）第二章施設及び設備（校舎等）第三条 消防学校は、別表第一を基準として、校舎等の施設を備えるものとする。</p> <p>別表第一（抜粋） 教育訓練施設（教室、講堂、訓練場、訓練棟、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練用、実践的訓練施設ほか）</p> <p>管理施設（校長室、職員室、会議室ほか）</p> <p>宿泊施設（学生寮、食堂、調理室ほか）</p> <p>その他（車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの）</p> <p>（維持管理）第五条 消防学校の施設及び設備は、常に整備され、かつ、的確に管理されていなければならない。</p>								
事業スケジュール	<p>消防訓練センターで実施される教育・訓練等が支障なく実施できるよう年間を通じて維持管理を行うとともに、消防訓練センター教育訓練施設を計画的に整備していきます。</p> <p>【スケジュール予定】 令和6年度：実施設計、調査 令和7年度：実施設計、工事 令和8～9年度：工事</p>								
事業開始年度	昭和51年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	維持管理費	80,782	73,104
2	運営費	13,706	6,825	6,881	修繕料の増
3	消防訓練センター施設整備費	395,264	163,805	231,459	工事に伴う増
細事業合計		489,752	243,734	246,018	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	志熊 大輔	田辺 政之	岸名 政昭

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	消防局	予防課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	16	款	1	項	5
事業名称	消防科学・研究開発費					
		5	目	政策番号	33	施策番号
						1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	5,847	0	0	540	0	5,307
増▲減	▲5,847	0	0	▲540	0	▲5,307

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	8,283	8,283
	市債＋一般財源	5,343	5,343
決算	事業費	4,397	6,625
	市債＋一般財源	4,397	6,625

令和8年度	令和9年度	令和10年度
0	0	0
0	0	0

**事業概要 (アクティビティ)**  
 火災原因調査の本旨である類似火災防止のため、分析装置を活用した鑑識・鑑定、火災実況見分支援、火災再現実験等により、科学的根拠に基づく火災原因の究明を推進します。  
 消防活動の科学化及び効率化を進めるため、消防機器等の開発改良を進めるとともに、消防隊員の殉職及び受傷事故を防止し、消防活動の質を向上させるため、産学官連携によるVR消防教育訓練システム共同研究開発を引き続き進めます。

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
鑑識・鑑定及び研究開発実験実施件数	単位	目標	154	143	143	143	143	143	
	件	実績	173	/	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
原因究明及び研究発表件数	単位	目標	98	98	98	98	98	98	
	件	実績	95	/	/	/	/	/	/

**事業目的**  
 令和4年の横浜市内の火災件数は639件と、過去10年平均(平成24年～令和3年)の789件から150件減となり、令和4年の鑑識・鑑定件数は125件で、過去10年平均の138件から減少しています。しかし、火災件数に対する鑑識・鑑定の割合は、令和4年は19.6%で、過去10年平均の17.4%から上昇しています。このことから、鑑識・鑑定のニーズが高まっていると言えます。また、令和4年の火災原因の不明率は5.3%であり、過去10年平均の8.5%から大きく改善されており、今後も精度の高い鑑識・鑑定業務を遂行していくことが必要であることから、老朽化してきた分析機器の整備、更新等により精度の高い鑑識・鑑定を行い、出火原因の不明率を改善させ、類似火災の防止に繋がります。  
 近年、火災件数の減少に伴う現場経験の低下や、ベテラン職員の大量退職による技術伝承不足が問題となっています。今後、現場経験や知識の不足による受傷事故を防止するため、産学官連携で進めているVR消防教育訓練システムの共同研究開発により、消防訓練において安全に危険な消防活動訓練を経験することで、消防活動時における安全性向上に繋がります。  
 さらに、消防業務の科学化・効率化の推進及び消防職員の資質の向上を目的として、消防機器資材の開発・改良について、職員からの提案を募集しています。優秀な作品は共創事業等により具現化を目指します。

**背景・課題**  
 火災件数は減少していますが、一方で鑑識・鑑定の実施割合は増加しており、鑑識・鑑定のニーズは高まっています。火災件数の減少に伴う現場経験の低下やベテラン職員の大量退職による技術伝承不足が課題となっています。

**根拠法令・方針決裁等**  
 消防法第1条及び第7章、消防組織法第1条及び第40条、横浜市共創推進の指針、横浜市消防局運営方針、科学技術・イノベーション基本法第5条、消防防災科学技術高度化戦略プラン

**根拠・データ等**  
**【データ等】**  
 ・横浜市火災件数  
 令和2年624件 令和3年698件 令和4年639件  
 ・横浜市消防職員受傷者数(殉職者は最近10年なし)  
 令和2年6人 令和3年5人 令和4年3人  
**【参考】** 火災による全国消防職員受傷者数(殉職者)  
 令和2年178人(4人)  
 令和3年161人(0人)

**事業スケジュール**  
**【令和元～令和7年度】** 産学官連携によるVR消防教育訓練システムの共同研究開発  
**【令和3～令和5年度】** 分析機器等の長寿命化に向けた保守管理  
**【令和5～令和6年度】** 横浜市工業技術支援センター活用に見直しに伴う分析機器の移設等

**事業開始年度** 昭和46年度

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
細事業(事業内訳)	1 消防機器等研究開発費	0	190	▲190	
	2 消防科学研究費	0	5,657	▲5,657	

	細事業合計	0	5,847	▲5,847	
--	-------	---	-------	--------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	川島 正裕	西川 厚	山下 優人

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	消防局	教育課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2	
歳出予算科目	一般会計	16 款	1 項	5 目	政策番号	33 施策番号	99
事業名称	教育費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	32,247	0	0	0	0	32,247
令和6年度	33,742	0	0	0	0	33,742
増▲減	▲1,495	0	0	0	0	▲1,495

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	31,929	35,332	32,247	32,247	32,247
	市債+一般財源	31,929	35,332	32,247	32,247	32,247
決算	事業費	26,951	32,317			
	市債+一般財源	26,951	32,317			

事業概要 (アクティビティ)	消防組織法ほか、消防関係法令に基づく消防学校として、消防職員、消防団員等の教育訓練を行う。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
消防学校教育、委託教育、その他の教育	単位	79	88	79	72	72	72	72
	回	79	80	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
消防学校教育、委託教育、その他の教育	単位	1191	1322	1652	1559	1559	1559	1559
	人	1502	1367	/	/	/	/	/
事業目的	<p>消防訓練センターは、消防組織法第51条第2項に基づき消防学校として設置された教育機関である。当センターにおいては、当局の運営方針基本目標である「安全・安心を実感できる都市ヨコハマの実現」に向け、地域特性に応じた災害に対応できる消防職員及び消防団員を教育している。</p> <p><b>【事業別目的】</b>          初任教育：新採用消防職員を対象に1年間の教育訓練を行い、職員として必要な心構えや基礎的な知識技術の習得を図る。          現任教育：消防署等に勤務する消防職員及び消防団員に対して現場活動に必要な専門的知識の向上を図る。          資格取得教育：消防業務に必要な資格（免許）の取得を図る。          委託教育：消防大学校での教育へ職員を派遣し高度な知識の習得を図る。          教材整備：各種教育に必要な教材の整備を行う。</p>							
背景・課題	本市は約377万人の人口を有し、人口規模としては県単位と同等となり、様々な行政需要があることから、独自の消防学校における教育が必要である。本市においては、神奈川県消防学校とは別に本市単独の消防学校として運営し、豊富な災害活動経験を有する本市の職員が教官・指導者となって教育にあたっている。また、初任教育期間中に救急資格者養成教育を行うことで、他都市のように再度消防学校に入校する必要がなく、増加する救急需用に速やかに対応できる。このように本市では、初任教育から消防署勤務を前提とした教育訓練を行っているため、消防学校卒業後は速やかに消防署勤務に移行ができています。現任教育や消防団教育においても本市の地域特性に特化した、より実践的な教育・訓練を行うことができ、各教育を継続する必要がある。							
根拠法令・方針決裁等	地方公務員法第39条・消防組織法第51条及び第52条・消防学校の施設及び運営の基準・消防学校の教育訓練の基準・横浜市消防訓練センター規則・横浜市消防訓練センター運営規程及び横浜市消防職員等教育規程							
根拠・データ等	令和5年年報、令和5年度決算実績等に拠る。							
事業スケジュール	<p><b>【初任教育】</b>          4月～9月 消防訓練センターでの初任基礎教育（宿泊制）          10月～3月 各消防署での実務教育</p> <p><b>【その他現任教育等】</b>          通年で実施</p>							
事業開始年度	昭和51年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	初任教育費	6,260	6,832
2	現任教育費	2,390	2,618	▲228	実績による減
3	資格取得教育費	17,991	18,462	▲471	単価見直しによる減
4	委託教育費	1,180	1,001	179	入校コースの単価増

細事業(事業内訳)	5	教材整備費	4,426	4,829	▲403	必要資機材の減
	細事業合計		32,247	33,742	▲1,495	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	柴田 尚正	係長	日比谷 岳徳	仁木 正志